

令和 6 年度早期退職募集に係る募集実施要項

令和 6 年 5 月 2 8 日

外務大臣

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

以下の条件を全て満たすもの。（応募することができない職員については、注 1 参照。）

- （1）応募時点で、外務省本省（内部部局及び外務省研修所）及び在外公館に所属する職員
- （2）応募時点で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の指定職俸給表、行政職（一）俸給表もしくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
- （3）応募時点で勤続期間 2 0 年以上の職員
- （4）令和 6 年 4 月 1 日時点で、満 4 8 歳以上の職員

2 募集人数

7 名

3 募集の期間（約 1 ヶ月間）

令和 6 年 6 月 5 日（水）午前 1 0 時から

令和 6 年 7 月 4 日（木）午前 1 0 時まで

ただし、募集人数に応募が達しないこと等により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 9 月 1 日（日）から令和 6 年 1 1 月 3 0 日（土）までの期間

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5 応募の手続

- （1）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式第一）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の応募受付及び相談先宛の電子メールにて提出する。提出は必ず下記 6 のメールアドレスに送付する。それ以外のメールアドレスやクロード LAN メール及び紙媒体では応募を受け付けない。ただし、オープン LAN の電子メールに送付できない特殊な環境等にある場合は、別途、個別に提出方法を決定する。
- （2）選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和 6 年 8 月中旬頃に通知する予定。

※ 不認定になる場合については、注 2 のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式第二)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する応募受付及び相談先

大臣官房人事課任用班

内線:

E-mail:

=====
(注 1) 次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募することはできない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和 6 年 11 月 30 日までに引上げ前の定年に達する職員
- ④ 募集開始日(令和 6 年 6 月 5 日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間内(令和 6 年 6 月 5 日から令和 6 年 7 月 4 日まで)に懲戒処分を受けた者

(注 2) 応募者が次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の人数が、募集人数 7 名を超える場合において、次の認定制限基準に照らして上位の職員から順次認定し、募集人数を超えて残った職員
・ 募集の終了時点において、年齢の高い順
・ (前記の年齢が同じ職員がいる場合) 募集の終了時点において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)第六条で定める俸給表の俸給月額の高い順
・ (前記の俸給月額が同額の職員がいる場合) 応募の提出の先着順(受信したメールサーバの時刻による。)